

第1 監査の対象

市民病院（管理課、医事課）

第2 監査の期間

平成29年9月4日から平成29年12月15日まで

第3 監査の方法

平成29年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 補助金の交付に関する事務

ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。

イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。

ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

(3) 契約の方法及び手続

ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。

- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- (2) 支出に関する事務
 - ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約に関する事務
 - ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。
- (4) 財産管理等に関する事務
 - ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
 - イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
 - ウ 庶務事務は適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
 - ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
 - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

市民病院の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

第5 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、経済性・効率性・有効性等の観点から次の意見を提出する。今後の事務の執行に当たっては、必要に応じて適切に対応されたい。

1 地域完結型医療の推進の更なる取組に期待するもの（有効性）

国では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、病院完結型医療から地域完結型医療への転換を目指した医療供給体制の再構築や在宅医療の推進、さらには地域包括ケアシステムの構築などの取組が進められている。

こうした中、市民病院では、病診・病病連携の充実のもとに、医療機器の共同利用やがん等慢性疾患患者の情報を共有する診療計画表（地域連携パス）の作成など、地域完結型医療の推進を図るとともに、ICTを活用した看護やカルテ情報の共有化によって、他の医療機関や訪問看護ステーションなどとの連携強化を図るなど、地域包

括ケアシステムの構築支援に努めている。

また、「人生の最終段階を支えるチーム医療」（EOL）への取組のもとに、終末期医療の必要性を踏まえ、29年2月に緩和ケア病床2床の運用を開始したところである。

については、地域の基幹病院として、地域包括ケアシステムの構築を支援するためにも、市民が安心して身近な場所で質の高い医療サービス等が受けられるよう、高度で専門的な質の高い医療の提供と経営基盤の強化のもとに、地域完結型医療の推進の更なる取組に期待するものである。

（管理課、医事課）